

議案第七号

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する

条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する

条例

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例（令和二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付則第二項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第三項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第三項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

る法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（説 明）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）等の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）等の一部改正に伴い、引用している法令の題名を変更するため、本案を提出いたします。